



(単位:件)

業種・項目別		事業種別														合計			
		指定期巡回・随時対応型訪問介護看護		指定地域密着型通所介護		指定(介護予防)認知症対応型通所介護		指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護		指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護		指定地域密着型特定施設入居者生活介護		指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				指定看護小規模多機能型居宅介護	
項目	指摘区分	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
		(21) 緊急時等の対応		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22) 管理者、計画担当介護支援専門員の責務等		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23) 運営規程、重要事項説明書		-	-	0	7	1	2	0	2	1	7	0	0	0	2	0	0	2	20
(24) 勤務体制の確保等		-	-	0	1	1	0	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	2	5
(25) 業務継続計画の策定等		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(26) 定員の遵守		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(27) 非常災害対策		-	-	0	3	1	0	1	4	1	1	0	0	0	0	0	0	3	8
(28) 衛生管理等		-	-	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
(29) 掲示		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(30) 秘密保持等		-	-	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3
(31) 広告		-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(32) 苦情処理		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(33) 協力医療機関等		-	-	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(34) 調査への協力等		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(35) 利用者家族・地域との連携等		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(36) 事故発生の防止・発生時の対応		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(37) 虐待の防止		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(38) 会計の区分		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(39) 記録の整備		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(40) その他		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		-	-	1	13	4	2	3	17	13	16	0	0	0	6	0	0	21	54
4 介護給付費の算定及び取扱い																			
(1) 基本報酬		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 各種加算・減算		-	-	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1
小計		-	-	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1
5 変更届等		-	-	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4
合計		-	-	1	14	4	2	5	23	14	20	0	0	0	6	0	0	24	65

令和4年度 指定地域密着型サービス事業者等運営指導 指摘内容一覧

根拠法令等の凡例

- 法 : 介護保険法 (H9. 12. 17法律第123号)
- 施行規則 : 介護保険法施行規則 (H11. 3. 31厚生省令第36号)
- 条例 : 太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (H25. 3. 21条例第9号)
- 予防条例 : 太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (H25. 3. 21条例第10号)
- 規則 : 太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護支援事業所の指定等に関する規則 (H18. 3. 29規則第15号)
- 解釈通知 : 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (H18. 3. 31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
- 報酬告示 : 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (H18. 3. 14厚生労働省告示第126号)
- 予防報酬告示 : 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (H18. 3. 14厚生労働省告示第128号)
- 留意事項 : 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H18. 3. 31老計発0331005・老振発0331005・老老発)
- 居宅介護支援基準 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (H11. 3. 31厚生省令第38号)
- 介護予防支援基準 : 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (H18. 3. 14厚生労働省令第37号)
- 居宅介護解釈通知 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (H11. 7. 29老企第22号)
- 介護予防支援解釈通知 : 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について (H18. 3. 31老振発第0331003号・老老発第0331016号)

○指定地域密着型通所介護

1. 文書指摘

(単位: 件)

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数
3 (15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等 管理者は、指定地域密着型通所介護の提供内容や回数に変更がある場合は、地域密着型通所介護計画を作成してください。なお、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付してください。	・ 条例第59条の10第1項 ・ 解釈通知第三・二の二3(3)	1
合 計			1

2. 口頭指摘

(単位: 件)

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数
3 (15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供してください。また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行ってください。	・ 条例第59条の20 (第17条及び第18条の準用) ・ 解釈通知第三・二の二3(14) (第三・一4(9) (10)の準用)	1
(23)	運営規程、重要事項説明書 運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・ 条例第59条の12及び第59条の20 (第9条第1項の準用) ・ 解釈通知第三・二の二3(5)及び(14) (第三・一4(2)①の準用)	7
(24)	勤務体制の確保等 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	・ 条例第59条の13第1項 ・ 解釈通知第三・二の二3(6)①	1
(27)	非常災害対策 地域の実情に鑑み、非常災害（地震及び風水害）に関する具体的な計画を策定してください。	・ 条例第59条の15 ・ 解釈通知第三・二の二3(8)① ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について (S62. 9. 18社施第107号) ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について (H28. 9. 9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号)	1
	避難、救出その他必要な訓練を年2回以上実施してください。	・ 条例第59条の15 ・ 解釈通知第三・二の二3(7) ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について (S62. 9. 18社施第107号) ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について (H28. 9. 9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号)	2
(30)	秘密保持等 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ていますが、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意も得るようにしてください。	・ 条例第59条の20 (第35条第3項の準用) ・ 解釈通知第三・二の二3(14) (第三・一4(26)③の準用)	1

5		変更届等	運営規程の変更後は、市役所介護サービス課に変更届を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第78条の5第1項</li> <li>・ 施行規則第131条の3の2第1項第7号及び第131条の13第1項第3号</li> </ul>	1
---	--	------	------------------------------------	---	---

備考 分類に当たり、事業者へ送付した運営指導結果通知とは表記が異なる場合がございます。

○指定(介護予防)認知症対応型通所介護(共用型含む)

1. 文書指摘

(単位:件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(23)	運営規程、重要事項説明書 運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・ 条例第59条の12及び第59条の20 (第9条第1項の準用) ・ 解釈通知第三・二の二3(5)及び(14) (第三・一4(2)①の準用)	1
	(24)	勤務体制の確保等 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保してください。	・ 条例第59条の13第3項 ・ 解釈通知第三・二の二3(6)③	1
	(27)	非常災害対策 非常災害(地震、風水害)に関する具体的な計画を整備してください。	・ 条例第59条の15第1項 ・ 解釈通知第三・二の二3(8)① ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について (H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号)	1
	(28)	衛生管理等 定期的(年2回以上及び新規採用時)に職員研修を実施し、感染症及び食中毒の予防等の周知を図ってください。	・ 条例第59条の16第2項 ・ 解釈通知第三・二の二3(9)② ・ 高齢者介護施設における感染対策マニュアル (H31.3厚生労働省公表) (P19-21)	1

2. 口頭指摘

(単位:件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(23)	重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・ 条例第80条 (第9条第1項の準用) ・ 予防条例第11条第1項 ・ 解釈通知第三・三3(8) (第三・一4(2)①の準用)	2
			・ 条例第73条 ・ 予防条例第27条 ・ 解釈通知第三・三3(3)	
			合 計	2

備考 分類に当たり、事業者へ送付した運営指導結果通知とは表記が異なる場合がございます。

○指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護

1. 文書指摘

(単位: 件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
2	(1) 従業者の員数	夜間及び深夜の時間帯は、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じた設定としてください。	・ 条例第82条第1項 ・ 予防条例第44条第1項 ・ 解釈通知第三・四2(1)㉔ロ	1
3	(12) 利用料等の受領、預り金	次に掲げる費用について、保険給付の対象に含まれていると考えられることから、別途利用者負担とすることは適切ではないので、改善してください。 ・ シーツのクリーニング代 ・ 洗濯代(宿泊サービス利用時)	・ 条例第90条第3項 ・ 予防条例第52条第3項 ・ 解釈通知第三・四4(4)㉔ ・ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて (H12.3.30老企第54号)	1
	(15) 計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めてください。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとします。また、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、5年間保存してください。	・ 条例第93条第2項【居宅介護支援基準第13条第15号】 ・ 居宅介護解釈通知第二3(8)㉕	1
	(27) 非常災害対策	地域の実情に鑑み、非常災害(火災、地震、風水害)に関する具体的な計画を策定してください。	・ 条例第102条第1項 ・ 予防条例第59条第1項 ・ 解釈通知第三・四4(16) ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について (H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号)	1
4	(2) 各種加算・減算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)の算定について、全ての介護従事者に対し、従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定してください。	・ 報酬告示別表4カ ・ 予防報酬告示別表2ス ・ 留意事項第二5(16)	1
合 計				5

2. 口頭指摘

(単位: 件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
2	(1) 従業者の員数	指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる従業者を1以上としてください。	・ 条例第82条第1項及び第2項 ・ 予防条例第44条第1項及び第2項 ・ 解釈通知第三・四2(1)㉔ロ	1
		従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師としてください。	・ 条例第82条第4項 ・ 予防条例第44条第4項 ・ 解釈通知第三・四2(1)㉔ホ	1
		従業者の員数の算定に用いる「通いサービスの利用者の数」は、前年度の平均値としてください。	・ 条例第82条第1項及び第2項 ・ 予防条例第44条第1項及び第2項 ・ 解釈通知第三・四2(1)㉔イ、ロ、ハ	1
(2) 管理者、代表者	指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)を受講した者としてください。	・ 条例第84条 ・ 予防条例第46条 ・ 解釈通知第三・四2(3)㉔ ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修(平成24年3月13日厚労省告示第113号)	1	
(3) 設備及び備品等	ロールカーテンは、個室以外の宿泊室におけるプライバシーが確保されたしつらえとは認められないので、改善してください。	・ 条例第86条第2項第2号ウ及びエ ・ 予防条例第48条第2項第2号ウ及びベ ・ 解釈通知第三・四3(2)㉔イ	1	
3	(1) 内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等	指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。	・ 条例第108条(第9条第1項の準用) ・ 予防条例第65条(第11条第1項の準用) ・ 解釈通知第三・四4(23)(第三・一4(2)㉔の準用)	1

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数
------	------	-------	----

3	(14)	取扱方針	自ら提供するサービスについての評価・点検（自己評価）を年に1回以上行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図ってください。なお、自己評価は、事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（スタッフ個別評価）と、事業者が事業所の提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）を実施してください。	・ 条例第91条第2項 ・ 予防条例第66条第2項 ・ 解釈通知第三・四4(23)	2
			利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、居宅サービス計画に位置付けてください。また、その際は当該居宅サービス計画作成に際し意見を求めた主治の医師等に当該計画を交付してください。	・ 条例第93条第2項【居宅介護支援基準第13条第19号から20号まで】 ・ 居宅介護解釈通知第二3(8)②	2
			居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を記載してください。	・ 条例第93条第2項【居宅介護支援基準第13条第22号】 ・ 居宅介護解釈通知第二3(8)②	1
(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（アセスメント）を実施してください。	・ 条例第93条第2項【居宅介護支援基準第13条第6号】 ・ 居宅介護解釈通知第二3(8)⑥	1	
(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・ 条例第100条及び第108条（第9条第1項の準用） ・ 予防条例第57条及び第65条（第11条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・四4(13)及び(23)（第三・一4(2)①の準用）	2	
(24)	勤務体制の確保等	勤務表は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしたものとしてください。	・ 条例第108条（第59条の13第1項の準用） ・ 予防条例第65条（第28条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・四4(18)（第三・二の二3(6)①の準用）	1	
		介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保してください。	・ 条例第123条第3項 ・ 予防条例第81条第3項 ・ 解釈通知第三・五4(9)④⑤（第三・二の二3(6)③参照）	1	
(27)	非常災害対策	地域の実情に鑑み、非常災害（地震・風水害）に関する具体的な計画を策定してください。	・ 条例第102条第1項 ・ 予防条例第59条第1項 ・ 解釈通知第三・四4(16) ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号）	2	
		避難、救出その他必要な訓練を年2回以上実施してください。	・ 条例第102条第1項 ・ 予防条例第59条第1項 ・ 解釈通知第三・四4(16) ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について（S62.9.18社施第107号） ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号）	1	
		防火管理者を定め、消防署へ届け出てください。	・ 条例第102条第1項 ・ 予防条例第59条第1項 ・ 解釈通知第三・四4(16) ・ 消防法第8条	1	
(30)	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得るようにしてください。	・ 条例第108条（第35条第3項の準用） ・ 予防条例第65条（第36条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・四4(23)（第三・一4(26)③の準用）	1	
(33)	協力医療機関等	サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えてください。また、これらのバックアップ施設から円滑な協力を得るため、当該施設等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくようにしてください。	・ 条例第103条第3項 ・ 予防条例第60条第3項 ・ 解釈通知第三・四4(18)②	1	
5	変更届等	運営規程に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について、市役所介護サービス課に届け出てください。	・ 法第78条の5第1項及び第115条の15第1項 ・ 施行規則第131条の13第1項第5号及び第140条の30第1項第2号	1	
合 計				23	

備考 分類に当たり、事業者へ送付した運営指導結果通知とは表記が異なる場合がございます。

○指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護

1. 文書指摘

(単位:件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数	
3	(1)	内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等	指定認知症対応型共同生活介護の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。	条例第128条(第9条第1項の準用) 予防条例第86条(第11条第1項の準用) 解釈通知第三・五4(16)(第三・一4(2)①の準用)	1
	(12)	利用料等の受領、預り金	次に掲げる費用について、保険給付の対象に含まれていると考えられることから、別途利用者負担とすることは適切ではないので、改善してください。 ・ポータブルトイレ使用料	・条例第116条第3項 ・予防条例第77条第3項 ・解釈通知第三・五4(3)② ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(H12.3.30老企第54号)	1
	(14)	取扱方針	身体的拘束等は、緊急やむを得ない場合のみ行ってください。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。また身体的拘束等解除に向け検討を行い、記録に残してください。	・条例第117条第5項及び第6項 ・予防条例第78条 ・解釈通知第三・五4(4)③ ・身体拘束ゼロへの手引き(H13.3厚生労働省)(P22-25)	1
			身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図ってください。	・条例第117条第7項第1号 ・予防条例第78条第3項第1号 ・解釈通知第三・五4(4)④	1
			身体的拘束等の適正化のための指針を整備してください。	・条例第117条第7項第2号 ・予防条例第78条第3項第2号 ・解釈通知第三・五4(4)⑤	1
			介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施してください。	・条例第117条第7項第3号 ・予防条例第78条第3項第3号 ・解釈通知第三・五4(4)⑥	1
	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、他の介護従事者と協議の上(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成してください。	・条例第118条第3項 ・条例(予防)第88条第2号	1
			計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで交付してください。	・条例第118条第3項及び5項 ・条例(予防)第88条第4号及び5号	1
	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・条例第128条(第9条第1項の準用) ・予防条例第86条(第11条第1項の準用) ・解釈通知第三・五4(16)(第三・一4(2)①の準用)	1
	(24)	勤務体制の確保等	介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保してください。	・条例第123条第3項 ・予防条例第81条第3項 ・解釈通知第三・五4(9)④⑤(第三・二の二3(6)③参照)	1
	(27)	非常災害対策	非常災害(地震、風水害)に関する具体的な計画を整備してください。	・条例第128条(第102条第1項の準用) ・予防条例第86条(第59条第1項の準用) ・解釈通知第三・五4(16)(第三・四4(16)の準用)	1
	(28)	衛生管理等	定期的(年2回以上及び新規職員採用時)に職員研修を実施し、感染症及び食中毒の予防等の周知を図ってください。	・条例第123条第3項 ・予防条例第81条第3項 ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル(H31.3厚生労働省公表)(P19-21)	1
	(30)	秘密保持等	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じてください。	・条例第128条(第35条第2項の準用) ・予防条例第86条(第33条第2項の準用) ・解釈通知第三・五4(16)(第三・一4(26)②の準用) ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(H16.12.24厚生労働省)	1
	4	(2)	各種加算・減算	運営指導の際に、『身体拘束実施の理由と記録』及び『身体拘束等の適正化を図るための措置(委員会の開催と従業者周知、指針の整備、研修の定期実施)』がなされていない事実を確認しました。それに当たっては、速やかに「改善計画」を提出し、事実が生じた日から3月後に改善計画に基づく報告を提出してください。なお、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間につきましては、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算することとしてください。(身体拘束廃止未実施減算)	・報酬告示別表5注2 ・予防報酬告示別表3注2 ・留意事項第二6(2) ・「身体拘束等の廃止に関する指導及び身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について」(R3.2.18厚生労働省)
合計				14	

## 2. 口頭指摘

(単位: 件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
2	(1) 従業者の員数	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業ごとに置くべき介護従業者の員数は、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としてください。	・ 条例第110条第1項及び第2項 ・ 予防条例第71条第1項及び第2項 ・ 解釈通知第三・五2(1)②イ	1
3	(11) サービス提供の記録	利用者の入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載してください。	・ 条例第115条第1項 ・ 予防条例第76条第1項 ・ 解釈通知第三・五4(2)①	1
	(14) 取扱方針	自己評価(自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価)は、原則として少なくとも年度内に1回は実施してください。	・ 条例第117条第8項 ・ 予防条例第87条第2項 ・ 解釈通知第三・五4(16) ・ 群馬県地域密着型サービス外部評価実施要綱(H17.2.8群馬県介護高齢課)第4条	2
	(15) 計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供開始に際し、計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成してください。	・ 条例第118条第3項 ・ 予防条例第88条第2号 ・ 解釈通知第三・五4(5)③及び第四・三3(2)①	1
		(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際して、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成が遅れている事例が確認されました。計画作成担当者は、サービスの提供開始までに計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。	・ 条例第118条第4項 ・ 予防条例第88条第4号 ・ 解釈通知第三・五4(5)③及び第四・三3(2)③	1
		計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連携を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を変更してください。	・ 条例第118条第6項 ・ 予防条例第88条第9号	1
	(23) 運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・ 条例第128条(第9条第1項の準用) ・ 予防条例第86条(第11条第1項の準用) ・ 解釈通知第三・五4(8) (第三・一4(1)①の準用)	7
	(24) 勤務体制の確保等	共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしてください。	・ 条例第123条第1項 ・ 予防条例第81条第1項 ・ 解釈通知第三・五4(9)①	1
	(27) 非常災害対策	非常災害(地震)に関する具体的な計画を整備してください。	・ 条例第128条(第102条第1項の準用) ・ 予防条例第86条(第59条第1項の準用) ・ 解釈通知第三・五4(16)(第三・四4(16)の準用) ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号)	1
	(31) 広告	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとならないようにしてください。	・ 条例第128条(第36条の準用) ・ 予防条例第86条(第34条の準用)	1
4	(2) 各種加算・減算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表してください。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用するなどし、特定加算の取得状況の報告、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載してください。(見える化要件)	・ 報酬告示別表カ ・ 留意事項第二6(19)(第三2(18)の準用) ・ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(R3.3.16老発0316第4号 介護保険最新情報Vol.935)	1
5	変更届等	運営規程の変更後は、市役所介護サービス課に変更届を提出してください。	・ 法第78条の5第1項 ・ 施行規則第131条の6第1項第8号及び第131条の13第1項第6号	2
合 計				20

備考 分類に当たり、事業者へ送付した運営指導結果通知とは表記が異なる場合がございます。

○指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1. 文書指摘：なし

2. 口頭指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数	
3	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際して、地域密着型施設サービス計画の作成が遅れている事例が確認されました。計画担当介護支援専門員は、サービスの提供開始までに計画原案を作成し、その内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得てください。	・ 条例第158条第7項 ・ 解釈通知第三・七4(5)⑦	2
	(23)	運営規程、重要事項説明書	重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・ 条例第177条（第9条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・七4(28)（第三・一4(2)①の準用）	2
	(24)	勤務体制の確保等	原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護・看護職員の配置、兼務関係等を明確にしてください。	・ 条例第187条第1項 ・ 解釈通知第三・七5(9)③（第三・七4(19)①の準用）	1
	(30)	秘密保持等	指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により入所者の同意を得るようにしてください。	・ 条例第173条第3項 ・ 解釈通知第三・七4(23)③	1
			合 計	6	

備考 分類に当たり、事業者へ送付した運営指導結果通知とは表記が異なる場合がございます。

## 令和4年度 指定地域密着型サービス事業者等運営指導 グッドポイント項目一覧

No.	実 施 内 容
1	<p>年度当初に研修の日程・テーマ・担当者を決め、計画的に(年8回)実施している。コロナ禍で外部研修がない中でも、内部研修を定期的に行っており、職員全体で介護の質の向上に努めている。また、研修方法について、各職員が交代で講師となり、それぞれの担当テーマについて自主学習したものを自身が講師として内部に展開する形とするなど工夫が見られ、職員の意識向上や自己研鑽にも繋がっている。</p>
2	<p>研修を受講するだけで終わりではなく、各自個別に受講報告書を作成しており、受講後に研修内容を振り返るとともに知識として定着させる一助になっている。</p>
3	<p>年2回実施の避難訓練について、火災や地震等様々な災害を想定したケースで実施しており、担当者や行動順序もその種類によって細かくマニュアル化されているなど、より実践的な訓練がされている。</p>
4	<p>非常災害対策として、利用者の介護度や認知症の度合いに応じて避難誘導方法や優先度等があらかじめ決められており、それが一目でわかるよう各利用者の居室表札に3区分の色分けしたマークを掲げている。非常災害発生時においても落ち着いてスムーズに避難行動に移せる非常に良い取組としてグッドポイントとする。</p>
5	<p>従業員の外部研修受講に際し、受講後の事業内共有として、資料の回覧のみではなく、受講者の所感や要点についてきちんとまとめられていた。受講者にとっては研修内容の振り返りができる良い機会となり、また、受講していない従業員にとっては短時間で要点のみを受け取れる良い取組であるとし、グッドポイントとした。</p>
6	<p>自事業所における苦情実績はないが、同一法人内他事業所で発生した苦情案件を共有し、自事業所における未然防止の為の取組に活用している。実例をもとに未然防止策に取り組むことで、苦情を発生させない質の高いサービスの提供に大いに寄与するものである。</p>
7	<p>予測できる苦情をリストアップして作成した「苦情予測チェック表」を活用し、苦情の未然防止策に取り組んでいる。職員が自ら苦情の予測をすることで、意識の向上にもつながり、サービスの質を高めることに寄与している。</p>
8	<p>研修を受講するだけで終わりではなく、各自個別に受講報告書(レポート)を作成する制度としており、それにより集中して研修に臨むとともに受講後に研修内容を振り返る機会にもなっている。研修の効果を高め、知識として定着させる一助になっている良い取組として、グッドポイントとした。</p>